

平成30年度第1回田村市地域包括支援センター運営協議会及び
田村市地域密着型サービス運営委員会次第

日 時 平成30年5月30日(水)
午後1時30分～
場 所 田村市役所 201会議室

委嘱状交付

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介及び職員紹介

4. 協議事項

(1) 会長及び副会長の選任について

会 長 _____

副会長 _____

(2) 平成29年度田村市地域包括支援センター事業報告について

- ①平成29年度田村市地域包括支援センター事業報告・・・・・・・・・・ (地域包括支援センター)
- ②地域包括ケア推進担当者会議報告・・・・・・・・・・ (地域包括支援センター)
- ③平成29年度地域支援事業実施報告・・・・・・・・・・ (高齢福祉課)

(3) 第7期田村市介護保険事業計画内容説明について・・・・・・・・・・ (高齢福祉課)

(4) 平成30年度田村市地域包括支援センター事業計画について

- ①平成30年度田村市地域包括支援センター事業計画・・・・・・・・・・ (地域包括支援センター)
- ②地域包括ケア推進担当者会議について・・・・・・・・・・ (地域包括支援センター)
- ③平成30年度地域支援事業計画・・・・・・・・・・ (高齢福祉課)

(5) その他

5. 閉 会

平成29年度田村市地域包括支援センター事業報告

(1) 事業計画の基本的視点

全国的に、少子高齢化が急速に進む中で、田村市においても単身世帯、高齢者世帯、認知症高齢者の増加が課題となってきた。介護や生活支援のニーズが高まる一方、その担い手となる生産年齢人口は減少し、介護の専門職だけで支えることが困難な状況となることは必須である。昨年に引き続き介護保険制度改正(①在宅医療・介護の連携推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の充実 ④予防給付の見直しに伴う生活支援サービスおよび介護予防推進)に基づいた事業や業務内容の強化に努める。高齢者が、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で、できる限り自立した生活をおくることができるよう、田村市や関係機関との連携により上記改正点の推進を図る。また、仮設住宅終了に伴い自宅での生活を再開された高齢者が安全で安心できる環境で生活できるように、関係機関との連携による支援を行う。

(2) 職員配置状況

氏名	職名	主な担当地域
山口 不二雄	センター所長	
遠藤 豊子	管理者兼社会福祉士	船引町
柴原 献吾	社会福祉士	滝根町・大越町
堀越 直美	介護支援専門員	常葉町・都路町
佐藤 洋子	主任介護支援専門員	常葉町・都路町
渡邊 大作	介護支援専門員	船引町
大橋 寿子	介護支援専門員	船引町
遠藤 美江	社会福祉士	滝根町・大越町
石井 むつ美	介護支援専門員	船引町・常葉町・大越町
松崎ひとみ	保健師(田村市から派遣)	船引町

(3) 平成29年度事業報告

項目	平成29年度事業計画	平成29年度事業報告										
総合相談業務	<p>■基本方針 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、関係機関や適切なサービス・制度の利用につなげる等の支援を行う (1)初期段階からの対応ができるように、包括支援センターの周知強化 ・ 田村市広報、社協だよりへ包括案内掲載依頼 ・ 市内医療機関や調剤薬局との連携協力依頼 ・ 各民生児童委員との連携強化 (2)他機関との連携により、ワンストップ相談窓口としての機能を果たす。</p>	<p>●新規相談件数 (245件) ◇相談先内訳 ①家族(98件) ②行政(47件) ③医療機関(43件) ④その他(21件) ⑤事業所(19件) ⑥本人(17件) ◇相談内容内訳(延べ対応の内訳) ①介護・制度に関すること ②ケースの引き継ぎ ③施設入所に関すること ④介護認定申請に関すること ●田村市・社協広報紙、田村市ホームページに地域包括支援センター案内掲載 ●関係医療機関、各行政局、施設、居宅介護支援事業所などとの連携により、相談対応実施</p>										
権利擁護業務	<p>■基本方針 困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活できるように、専門的・継続的視点から支援を行う (1)虐待防止、早期発見に関する広報活動 (2)虐待通報への対応⇒個別地域ケア会議開催 (3)消費者被害防止と対応※一人暮らし会食会や関係機関活動に参加し、広報活動を行う (4)成年後見制度活用に向けてのネットワーク構築 (5)居宅介護支援事業所との定例会等を通して、権利擁護についての理解を深める</p>	<table border="1" data-bbox="790 112 1021 1064"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虐待の対応</td> <td>新規 4件</td> </tr> <tr> <td>虐待個別ケア会議開催</td> <td>延べ 4回</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度関連相談</td> <td>新規 1件 継続 2件</td> </tr> <tr> <td>消費者被害の相談対応</td> <td>新規 1件 継続 2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>●高齢者虐待防止、消費者被害防止のため、民生委員、介護支援専門員との連携や周知活動を実施 ●一人暮らし会食会へ参加時に注意の呼びかけを実施</p>		件数	虐待の対応	新規 4件	虐待個別ケア会議開催	延べ 4回	成年後見制度関連相談	新規 1件 継続 2件	消費者被害の相談対応	新規 1件 継続 2件
	件数											
虐待の対応	新規 4件											
虐待個別ケア会議開催	延べ 4回											
成年後見制度関連相談	新規 1件 継続 2件											
消費者被害の相談対応	新規 1件 継続 2件											

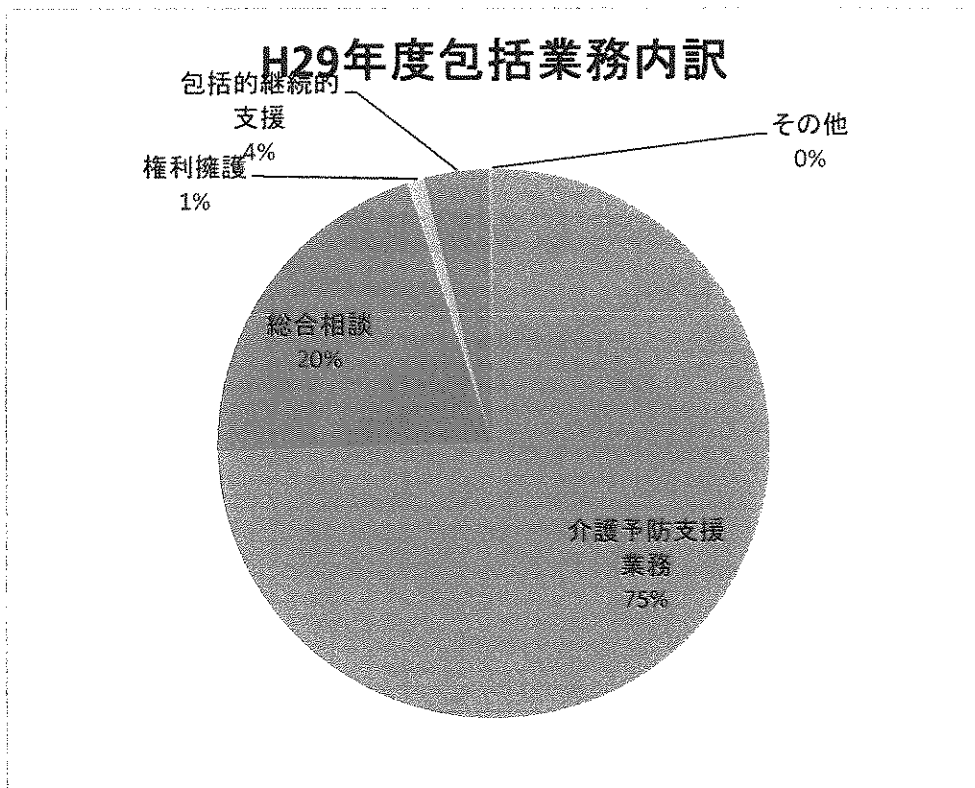
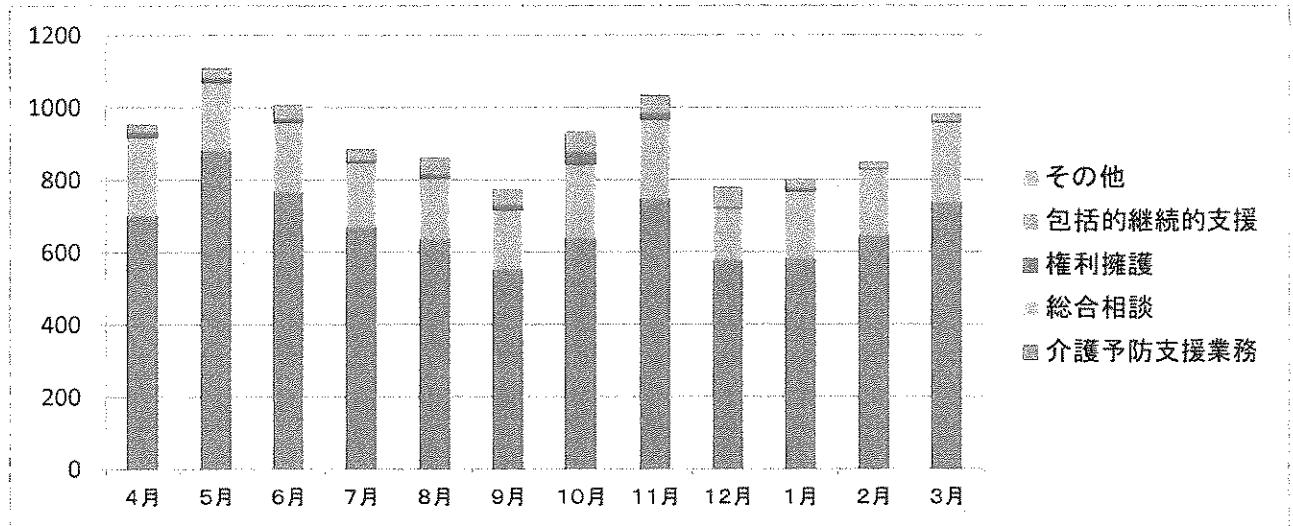
<p>■基本方針</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、医療機関や介護支援専門員を始めとした地域の関係機関の連携、在宅と施設の連携など、多職種連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員への支援を行う</p> <p>(1)田村市と協働による個別地域ケア会議開催⇒地域包括ケア推進担当者会議開催を通して利用者個々の課題や地域課題解決に取り組み体制強化を図り、ネットワーク構築や社会資源開発、政策提言につなげる</p> <p>(2)田村医師会や多職種の連携により、在宅医療・介護の連携推進を図る</p> <p>(田村地方医療介護連携協議会の事務局を田村市が担当)</p> <p>(3)田村市を担当地域とする介護支援専門員を対象とした定例会の開催</p> <p>事例検討会、研修会、意見交換などを行い介護支援専門員のスキルアップを図る</p> <p>(4)民生児童委員定例会に参加し、地域課題の共有と連携を図る</p> <p>(5)グループホーム・小規模多機能型の運営推進会議への参加により、地域密着型サービスとしての質の確保、向上のための協力・支援</p> <p>(6)認知症施策推進</p> <p>①認知症初期集中支援チームの体制整備を田村市と共に検討し設立する</p> <p>②認知症地域支援推進員を中心に認知症施策推進の強化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期治療や適切な対応（介護）ができる支援体制づくり ・認知症相談窓口としての周知（広報）と体制を強化 ・若年認知症の相談体制強化 ・認知症サポーター養成講座開催 	<p>●処遇困難事例の個別ケア会議開催（実人数20名）述べ26回</p> <p>28年度20回</p> <p>27年度26回</p> <p>26年度6回</p> <p>●田村市地域包括ケア推進担当者会議開催 2回</p> <p>●田村地方医療介護連携協議会研修会参加 3回</p> <p>●県中地域退院調整ルール会議 4回</p> <p>●介護支援専門員を対象とした定例会（研修）開催 3回</p> <p>●特定事業所集中減算に係る事例検討会（1事業所） 2回</p> <p>●介護支援専門員を対象とした事例検討会 8回</p> <p>●民生児童委員定例会参加 4回</p> <p>●グループホーム・小規模多機能型運営推進会議参加 4回</p> <p>●田村市おかせり支援事業相談受付対応 新規14件 （死亡者・施設入所者除く登録者総数21名）</p> <p>●認知症サポーター養成講座開催 38回 （平成29年度受講者325名 受講者合計 3,608名）</p> <p>●認知症介護者ほっとサロン開催 12回 （参加者述べ48名 新規参加者6名）</p> <p>●「徘徊模擬訓練」（10月）</p> <p>●ユマニチュードについて伝達研修</p> <p>●「認知症セミナー」（12月）</p> <p>●その他の講師依頼 4回</p>	<p>包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務</p>
---	---	--------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護者サロンの定期的開催 ・認知症カフェ設置に向けての後方支援 ・市民を対象とした認知症セミナーの開催 ・認知症ケアの手法とした認知症セミナー「ユマニチュード」を学び、介護事業所・ご家族・地域住民への伝達普及に努める <p>(7)仮設住宅終了に伴い、自宅や新たな住まいでの生活を再開される高齢者の課題に早期に対応できるように田村市や生活支援相談員との連携を図る</p>																									
<p>指定介護予防支援業務 介護予防ケアマネジメント業務</p>	<p>■基本方針 本人ができることではできない限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指す。多様なニーズに対応できる体制づくりを推進する</p> <p>(1)「介護予防・日常生活支援総合事業」についての周知と、自立支援に向けたケアマネジメントの実施</p> <p>(2)多様な生活支援サービスの充実に向けて、「協議体」の体制整備や緩和した基準のサービス事業所の指定に向けての支援</p>	<p>●要支援1・2利用者、事業対象者のサービス利用者実数</p> <table border="1" data-bbox="598 168 874 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28. 3</th> <th>H29. 3</th> <th>H30. 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防サービス総利用者数</td> <td>295</td> <td>305</td> <td>338</td> </tr> <tr> <td>包括担当</td> <td>196</td> <td>203</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援事業所への委託</td> <td>99</td> <td>102</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>委託率</td> <td>33%</td> <td>33%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>事業対象者数</td> <td></td> <td>(8)</td> <td>(22)</td> </tr> </tbody> </table> <p>●田村市主催 自立支援型ケア会議へ事例提出 2回</p> <p>●田村市主催の支えあう地域を考える勉強会・第一層協議体会議 生活支援コーディネーター、委員として会議・研修参加 15回</p>		H28. 3	H29. 3	H30. 3	介護予防サービス総利用者数	295	305	338	包括担当	196	203	222	居宅介護支援事業所への委託	99	102	116	委託率	33%	33%	34%	事業対象者数		(8)	(22)
	H28. 3	H29. 3	H30. 3																							
介護予防サービス総利用者数	295	305	338																							
包括担当	196	203	222																							
居宅介護支援事業所への委託	99	102	116																							
委託率	33%	33%	34%																							
事業対象者数		(8)	(22)																							

平成29年度地域包括支援センター実績

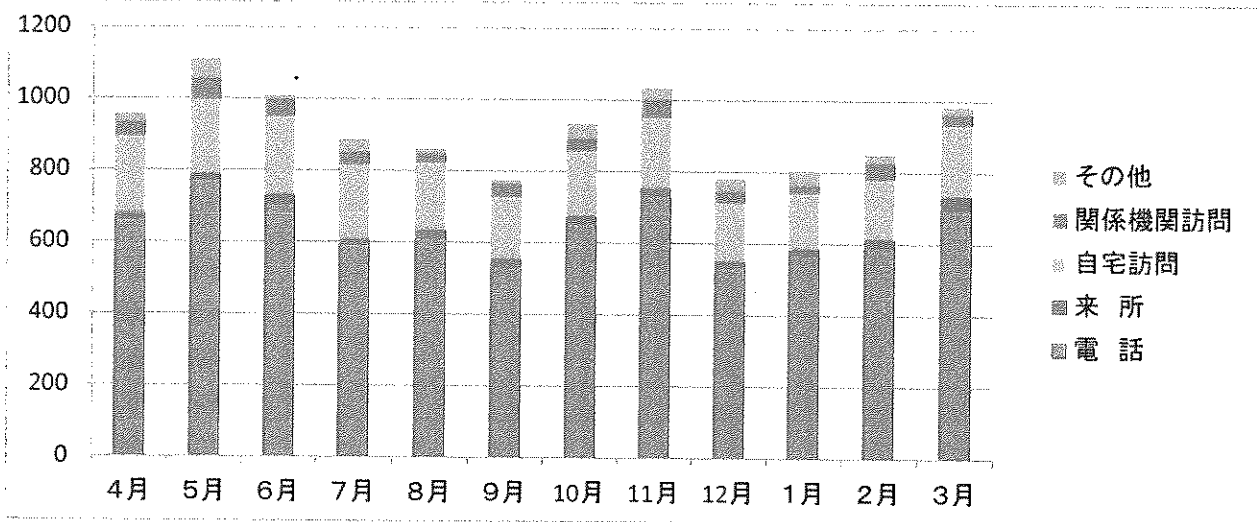
1. 平成29年度相談数報告(相談内容別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
介護予防支援業務	706	886	772	674	642	558	644	753	583	587	651	744	8200
総合相談	216	186	190	177	165	162	202	217	141	184	181	218	2239
権利擁護	12	11	9	5	10	13	32	15	1	7	0	2	117
包括的継続的支援	23	23	39	27	36	43	56	46	53	27	20	21	414
その他	0	5	0	4	9	0	1	4	4	0	0	0	27
計	957	1111	1010	887	862	776	935	1035	782	805	852	985	10997



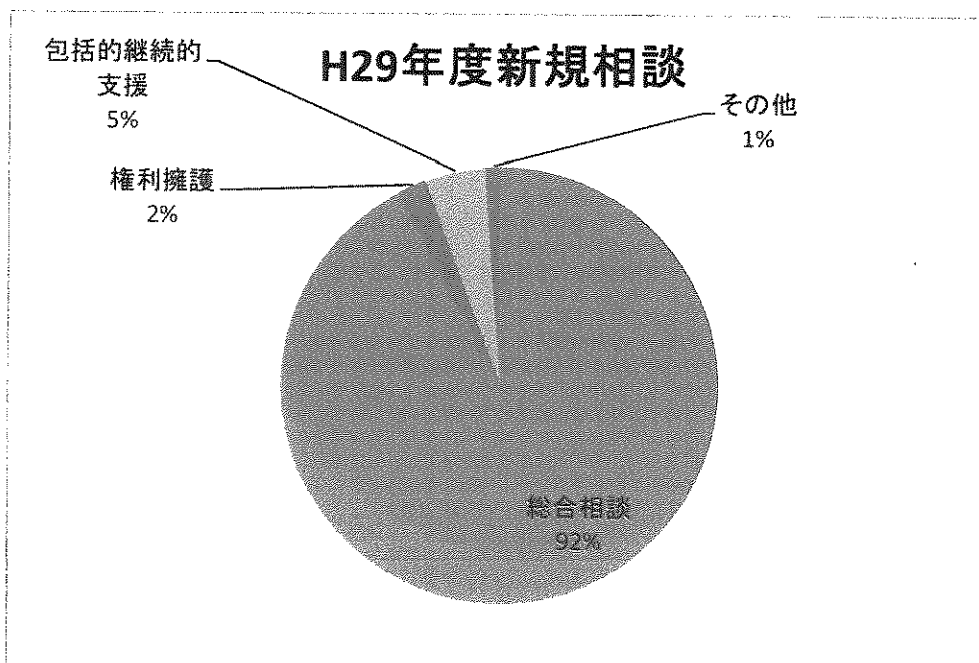
2. 平成29年度相談数報告(手段別)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
電話	662	770	704	592	610	532	654	731	532	568	591	697	7643
来所	17	18	27	16	24	23	21	23	19	18	23	37	266
自宅訪問	215	210	220	209	190	174	183	200	164	157	168	200	2290
関係機関訪問	37	56	46	33	22	34	33	47	30	20	44	29	431
その他	26	57	13	37	16	13	44	34	37	42	26	22	367
計	957	1111	1010	887	862	776	935	1035	782	805	852	985	10997



3. H29年度 新規相談

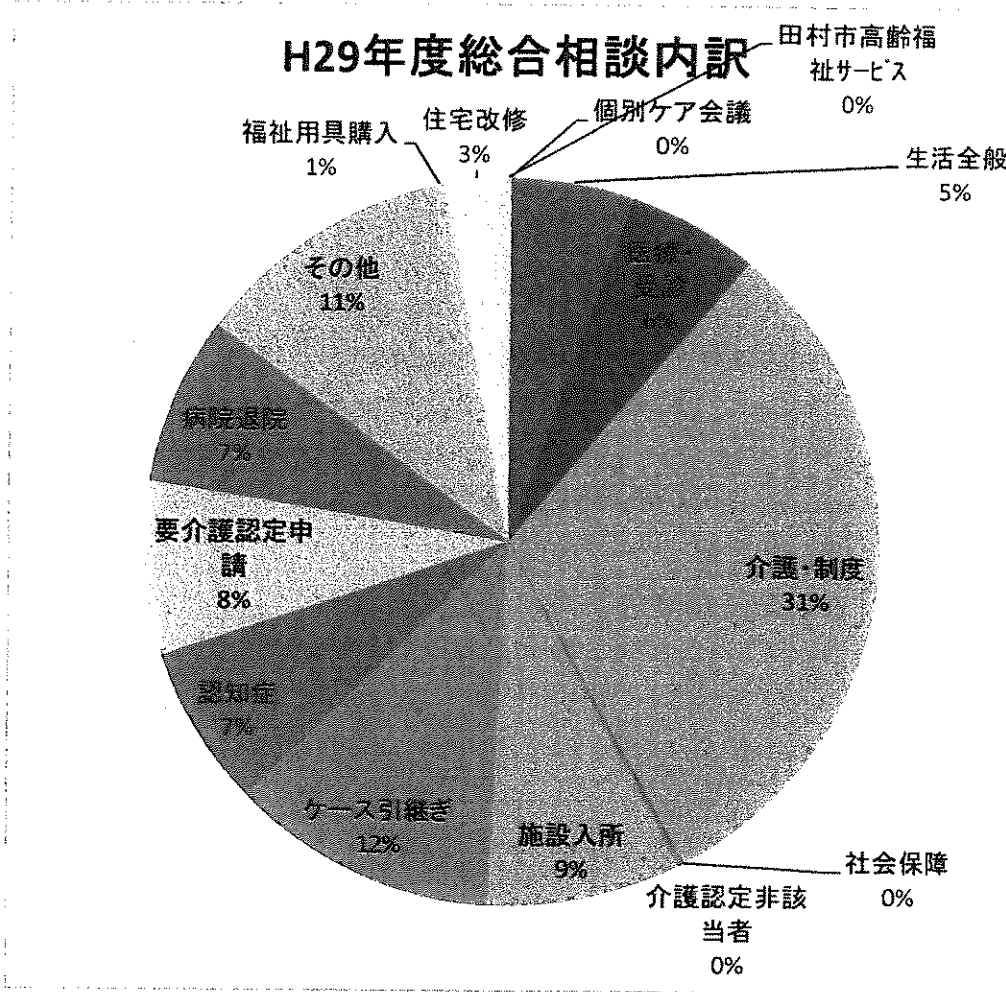
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
総合相談	15	22	35	10	13	12	21	24	14	16	31	13	226
権利擁護	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	5
包括的継続的支援	0	3	2	0	3	0	1	0	0	0	1	1	11
その他	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	15	28	37	12	16	13	22	25	14	17	32	14	245



4. 平成29年度総合相談内訳(H29/4/1～H30/3/31)

※延べ件数

内容	件数
生活全般	121
医療・受診	127
介護・制度	695
社会保障	2
介護認定非該当者	3
施設入所	191
ケース引継ぎ	267
認知症	161
要介護認定申請	173
病院退院	168
その他	257
福祉用具購入	13
住宅改修	61
田村市高齢福祉サービス	2
個別ケア会議	2
合計	2243

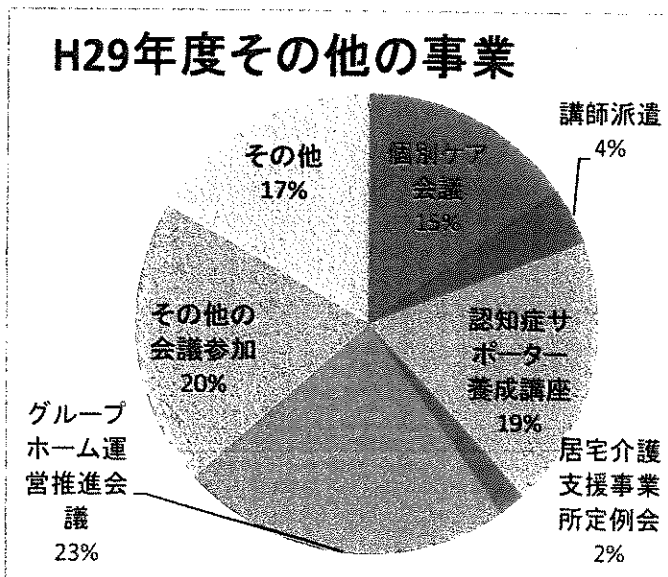


5. H29年度新規予防給付ケアプラン(H29/4/1～H30/3/31)

	滝根町	大越町	都路町	常葉町	船引町	その他	合計
介護予防支援給付費	10	7	8	13	37	0	75
ケアマネジメント費(※要支援者)	6	7	8	10	44	1	76
ケアマネジメント費(※要介護対象者)	0	3	5	2	9	0	19
計	16	17	21	25	90	1	170

6. H29年度その他の事業(H29/4/1～H30/3/31)

個別ケア会議	30
講師派遣	8
認知症サポーター養成講座	38
居宅介護支援事業所定例会	4
グループホーム運営推進会議	46
その他の会議参加	40
その他	33
計	199



平成29年度 地域包括ケア推進担当者会議報告

誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう、保険・医療・介護の関係機関及び団体が連携協力して地域における包括的なケアを推進するため定期的に会議を開催し資源の開発を行っています。

＜今までの経過＞

- 平成26年度 認知症安心ガイドの作成
- 平成27年度 緊急情報カードの作成
- 平成28年度 高齢者おかえり支援事業実施
- 平成29年度 おかえりネット模擬訓練の実施
 - ・おかえりネット模擬訓練実行員会の開催（2回）
 - ・地域包括ケア推進担当者会議の開催（2回）

○おかえりネット模擬訓練

「高齢者おかえり支援事業」が適切に運用でき、認知症の方と家族を支え見守る地域の意識が高まり認知症の理解を促進していくことを目的に、おかえりネット模擬訓練を実施しました。

年度	内容	参加者数 (人)
平成29年度	実施地区：船引栄町地区 内容 ○田村管内の徘徊搜索の現状と依頼時の注意点 ○声かけの注意点について ○徘徊模擬訓練	24

平成30年度 地域包括ケア推進担当者会議活動計画

- ・おかえりネット模擬訓練の実施（実施予定地区：常葉町）
- ・緊急情報カードの対象者拡大や普及について検討
- ・身寄りのない高齢者の課題について協議し、対応を検討する（成年後見制度活用、居場所作り、情報把握の方法など）

平成29年度 地域支援事業報告

1. 介護予防の推進（一般介護予防事業）

元気な高齢者の社会参加を促進するために、市民との協働による、地域で支えあい安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア等の協力を得ながら「住民主体の通いの場」（運動サロン等）を重点事業として展開し、立ち上げ・継続の支援をしました。

運動サロングループ

44グループ（平成30年3月現在）

2. 生活支援体制整備の充実

(1) 生活支援体制整備事業の実施

要支援者等軽度の高齢者については、IADLの低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められます。また、今後の多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの充実を目指し事業実施しました。

①第1層協議体（市全域）

平成29年1月に設立。14名の委員、1名の生活支援コーディネーターで構成。

月1回会議を開催し、市の課題の発掘、サービスの創設について検討を行いました。

	開催日	人数	内容
1	29.4.21（金）	10	各地域での状況共有、地域課題について
2	29.5.19（金）	13	第1層協議体の目的、役割について
3	29.6.16（金）	14	介護保険制度について
4	29.7.21（金）	13	田村市の認知症施策について
5	29.8.25（金）	13	先進地（山形県高島町）視察：住民主体の居場所の実際
6	29.9.28（木）	13	講話「地域課題、地域のあったらいいねを活動にするまで」
7	29.11.10（金）	10	外出（移動）に関するセミナーについての共有
8	29.12.22（金）	13	各地域の状況（集いの場）と参加者の声、生活援助の実態
9	30.1.29（月）	13	講話「高齢者の自立支援に向けて」
10	30.2.21（水）	7	移動に関する田村市の状況について
11	30.3.30（金）	9	地域資源の把握（マップの作製）

②第2層協議体（日常生活圏域ごと）

2地区（都路、常葉）での協議体が発足。地域の課題、住民の声を把握し、今後住民主体でどのような取り組みが必要か検討しています。

協議体とは

生活支援等サービスの提供主体が参画し、定期的な情報共有および連携強化の場として、中核となるネットワーク

生活支援コーディネーターとは

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくために、サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

③地域を支え合う勉強会の開催

住民主体の活動及び協働の地域づくりの考え方の普及啓発のための勉強会を実施しました。

	開催日	人数	内容
1	29.6.28 (水)	33	講話「目指す地域像の実現に向けた取り組み」
2	29.7.27 (木)	27	事例紹介 グループワーク「住んでいる地域で自分たちができること」
3	29.8.23 (木)	27	グループワーク「いま、私たちができること」
4	29.9.28 (木)	26	講話「地域課題、地域のあったらいいねを活動にするまで」
5	29.10.25 (水)	27	第1層協議体の取り組み

3. 認知症総合支援事業

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進

1) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症についての正しい知識と対応について広く知っていただくための出前講座です。1人でも多くの方が応援者となり、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

認知症サポーター 3, 608人 (平成30年3月現在)

年度	養成講座 (回)	受講者数 (人)
平成29年度	39	325

2) 認知症セミナーの実施

認知症への理解の促進と地域での支え合いを構築していくことにより、住み慣れた地域で最後まで暮らせる地域包括ケアシステムの構築を目指し開催します。

年度	内容	参加者数 (人)
平成29年度	○田村市の認知症施策について ○寸劇「花ちゃんの1日」 ○講演「認知症を支える地域をめざして」 医療法人湖山荘あずま通りクリニック 院長 小林直人氏	83

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

1) 運動サロンの実施

運動、口腔機能の向上、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営による運動サロンの立ち上げ、継続の支援を行います。

運動サロングループ数 44グループ (平成30年3月現在)

2) 認知症初期集中支援チームの活動推進

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うチームを設置しました。(平成30年3月設置)

3) 認知症安心ガイドの作成

認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように活用の推進を図ります。

4) 認知症地域推進員の配置

地域包括支援センターに認知症地域推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援や、認知症の人やその家族等への相談支援の充実を図っています。

(3) 認知症の人の介護者への支援

1) 認知症介護者ほっとサロンの開催

介護者の精神的身体的な負担の軽減と、生活や介護の両立を支援する取り組みとして、認知症介護者ほっとサロンを月1回開催しています。

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

1) 高齢者おかえり支援事業の実施

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるように高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図っています。また、地域の方々へ田村市情報メール配信サービスに登録していただき、多くの方々のご協力により早期発見、安全確保につながるよう事業周知をしています。

2) おかえりネット模擬訓練

「高齢者おかえり支援事業」が適切に運用でき、認知症の方と家族を支え見守る地域の意識が高まり認知症の理解を促進していくことを目的に、おかえりネット模擬訓練を実施します。

年度	内容	参加者数(人)
平成29年度	○田村管内の徘徊搜索の現状と依頼時の注意点 ○声かけの注意点について ○徘徊模擬訓練	24

3) 緊急情報カードの推奨

高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼って保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。「もしも・・・」のときに、かけつけた救急隊員などがカードの情報を確認することで、迅速な処置や救急搬送が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行うことができます。

4. 自立支援型地域ケア会議の開催

高齢者の自立支援及び生活の質（QOL）の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護の提供をするため、個別事例の課題検討を目的とした多職種協働による地域ケア個別会議（自立支援型地域ケア会議）を開催しました。

開催日	検討事例数（件）	備考
29.12.13（水）	3事例	模擬会議 参加者：34名
30.2.7（水）	2事例	公開会議 参加者：113名

<地域課題>

- ・灯油入れなど、短時間で済む支援を必要としている。介護人材不足の課題対応として、地域住民やボランティアなどが支援できる体制づくりが必要
- ・総合事業対象者は、医療情報がない状態でのアセスメント作成となる。どのような項目についてアセスメントするとよいかなど、自立支援型地域ケア会議の場をアセスメント支援の場としていく必要がる。

5. 在宅医療・介護連携事業

在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、県中医療圏域において、病院からケアマネジャーへの着実な引継ぎを実現するための「退院調整ルール」策定に取り組みました。この取り組みにより、介護を必要とする方が疾患を問わずどの病院から退院しても、必要な介護サービスが途切れなく、提供されることとなり、安心して自宅に戻れることができるようになりました。

また、田村地方の医療関係者、介護関係者、自治体職員で構成される「田村地方医療介護連絡協議会」において、看取りをテーマに研修を行いました。

	開催日	人数	内容
1	29.9.29（金）	69	終末期における意思決定に寄り添う支援を振り返る
2	29.12.14（木）	55	独居高齢者の看取りを振り返る
3	30.3.1（木）	63	かかりつけ医と連携した在宅看取り

平成30年度田村市地域包括支援センター事業計画

1. 事業計画の基本的視点

全国的に、少子高齢化が急速に進む中で、田村市においても単身世帯、高齢者世帯、認知症高齢者の増加が深刻な課題となってきている。介護や生活支援のニーズが高まる一方、その担い手となる介護の専門職だけで支えることが困難な状況となっている。平成30年度介護報酬改定では、地域包括ケアシステムの深化・推進が示されたところである。高齢者が尊厳を保ちながら、できる限り自立した生活をおくることができるよう、「自助・互助・共助・公助」の視点を踏まえ、田村市や関係機関との連携により体制整備に努める

2. 職員配置状況

氏名	職名	主な担当地域
山口 不二雄	センター所長	
遠藤 豊子	管理者兼社会福祉士	船引町
柴原 献吾	社会福祉士	滝根町・大越町
佐藤 洋子	主任介護支援専門員	常葉町・都路町
渡邊 大作	介護支援専門員	船引町
大橋 寿子	主任介護支援専門員	船引町
遠藤 美江	社会福祉士	滝根町・大越町
石井 むつ美	社会福祉士	船引町・常葉町
関根 友紀	介護支援専門員	常葉町・都路町
佐藤 和江	看護師（市から派遣）	船引町

3. 平成30年度事業計画

総合相談業務	<p>■基本方針</p> <p>地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、関係機関や適切なサービス・制度の利用につなげる等の支援を行う</p> <p>(1)初期段階からの対応ができるように、包括支援センターの周知強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田村市広報、社協広報へ包括案内掲載依頼 ・ 市内医療機関や調剤薬局との連携協力依頼 ・ 民生児童委員との連携強化 <p>(2)他機関との連携により、ワンストップ相談窓口としての機能を果たす</p>
権利擁護業務	<p>■基本方針</p> <p>困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活できるように、専門的・継続的視点から支援を行う</p> <p>(1)虐待防止、早期発見に関する広報活動</p> <p>(2)虐待通報への対応⇒個別地域ケア会議開催</p> <p>(3)消費者被害防止と対応※一人暮らし会食会や関係機関活動に参加し、広報活動を行う</p> <p>(4)成年後見制度活用に向けてのネットワーク構築</p> <p>(5)居宅介護支援事業所との定例会等を通し、権利擁護についての理解を深める</p>

<p>包括的・継続的 ケアマネジメント 支援業務</p>	<p>■基本方針</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、医療機関や介護支援専門員を始めとした地域の関係機関の連携、在宅と施設の連携など、多職種の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員への支援を行う</p> <p>(1)田村市と協働による個別地域ケア会議開催⇒地域包括ケア推進担当者会議開催を通して利用者個々の課題や地域課題解決に取り組む体制強化を図り、ネットワーク構築や社会資源開発、政策提言につなげる</p> <p>(2)田村医師会や多職種の連携により、在宅医療・介護の連携推進を図る (田村地方医療介護連携協議会の事務局を田村市が担当)</p> <p>(3)田村市を担当地域とする介護支援専門員を対象とした定例会の開催事例検討会、研修会、意見交換会などを行い介護支援専門員のスキルアップを図る</p> <p>(4)民生児童委員定例会に参加し、地域課題の共有と連携を図る</p> <p>(5)グループホーム・小規模多機能型の運営推進会議への参加により、地域密着型サービスとしての質の確保、向上のための協力・支援</p> <p>(6)認知症総合支援事業</p> <p>①認知症初期集中支援チーム員としての活動</p> <p>②認知症地域支援推進員を中心に認知症施策推進の強化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期治療や適切な対応（介護）ができる支援体制づくり ・認知症相談窓口としての周知（広報）と体制を強化 ・若年認知症の相談体制強化 ・認知症サポーター養成講座開催 ・認知症介護者サロンの定期的開催 ・認知症カフェ設置に向けての後方支援 ・市民を対象とした認知症セミナーの開催（市開催） ・認知症ケアの手法である「ユマニチュード」を介護事業所等への伝達普及に努める <p>(7)仮設住宅終了に伴い、自宅や新たな住まいでの生活を再開される高齢者の課題に早期に対応できるように田村市や生活支援相談員との連携を図る。</p>
<p>介護予防ケア マネジメント 業務</p>	<p>■基本方針</p> <p>高齢者の自立支援を基本としつつ、主体的な活動と参加意欲を高めることを目指す。また、多様なニーズに対応できる体制づくりを推進する</p> <p>(1)自立支援型ケア会議への参加により、ケアマネジメント力やケアの質の向上に努める。また、地域で不足している社会資源の把握及び開発に努める。</p> <p>(2)多様な生活支援サービスの充実に向けて、「協議体」の体制整備や緩和した基準のサービス事業所指定に向けての支援</p>

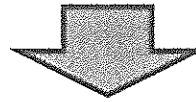
平成30年度 地域支援事業計画

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が課題になっています。

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

【田村市の現状】

- 団塊の世代が後期高齢となる平成37年（2025年）に15歳から74歳までの市民2.5人で1人の後期高齢者を支えることになる見込みである。
- 新規申請の主な理由は、「骨折・転倒」「関節疾患」「高齢による衰弱」の廃用症候群との関連が多い。
- 75歳以上の高齢者の増加に伴い、介護を必要とする人が増え、専門職の不足が懸念される。
- 支援が必要な高齢者を地域全体で支えていくための仕組みづくりが必要である。



【今後の方針】

○介護予防の推進

元気な高齢者の社会参加を促進するために、地域での主体的な介護予防活動（住民主体の通いの場：運動サロン等）を推進する。

○介護予防・日活支援サービス事業及び生活支援体制整備の充実

市の現状にあったサービス類型を設け、選択できるサービス・支援の充実を進める。元気な高齢者は支える側の「生活支援の担い手」として活躍できるよう整備する。

○自立支援型地域ケア会議の開催

自立した生活の質の向上のため、支援過程に焦点をあて、最も効果的なアプローチについて多職種協働による会議を開催する。

1. 介護予防の推進（一般介護予防事業）

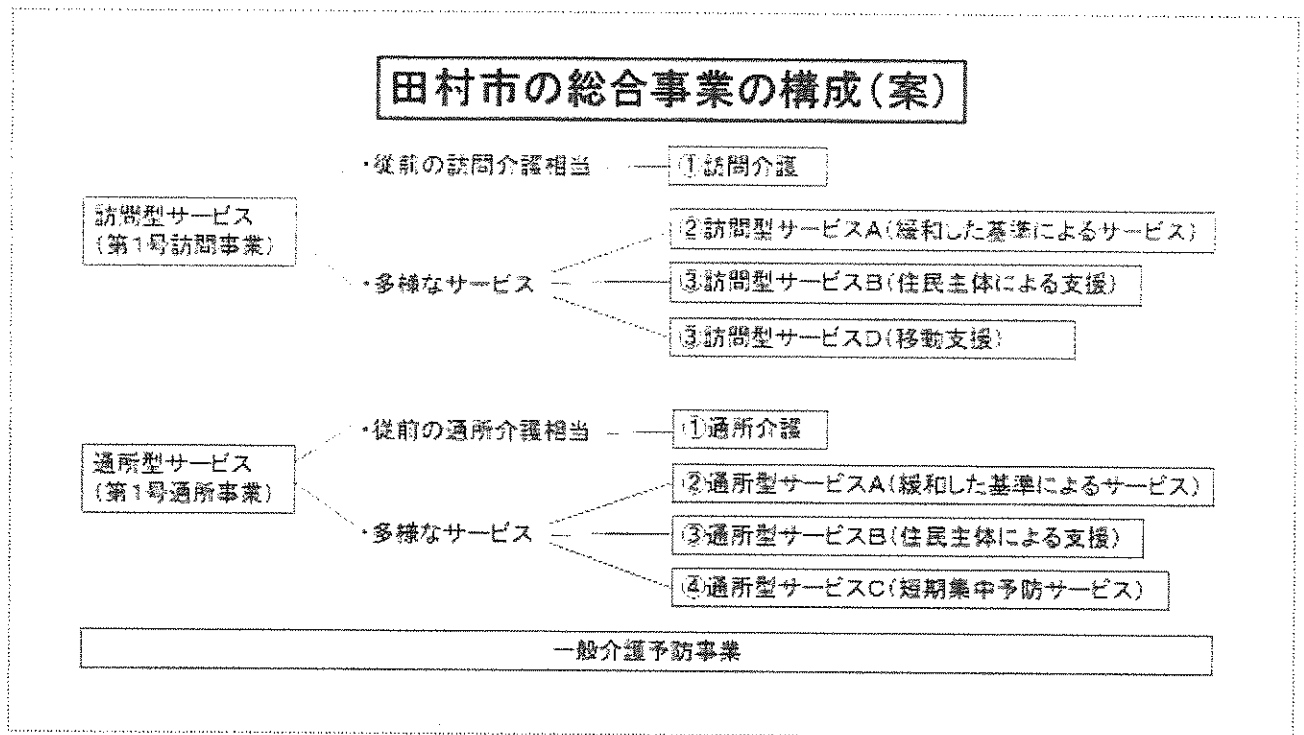
元気な高齢者の社会参加を促進するために、市民との協働による、地域で支えあい安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア等の協力を得ながら「住民主体の通いの場」（運動サロン等）を重点事業として立ち上げ及び継続のための支援をします。

運動サロングループ 45グループ
交流を目的としたグループ 6グループ （平成30年5月現在）

2. 介護予防・日活支援サービス事業及び生活支援体制整備の充実

（1）介護予防・日常支援サービス事業の充実

平成28年3月より実施してきた訪問型サービス①「訪問介護」（従前の訪問介護相当）、通所型サービス①「通所介護」（従前の通所介護相当）のほか、介護事業所と協議をし、緩和した基準によるサービス実施について検討いたします。また、住民主体によるサービスについて、田村市支え合う地域づくり協議体委員とともに内容等を検討いたします。



1) 訪問型サービスの内容

①訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）

従前の介護予防訪問介護の人員基準を緩和した職員配置の下、事業所の訪問介護員等の専門職が家庭を訪問して、利用者の自立支援の観点から、生活（家事）援助のみを提供するサービス。

②訪問型サービス B（住民主体による支援）

従前の介護予防訪問介護の人員基準を一層緩和した職員配置の下、市の「担い手養成講座（案）」を受け、一定の知識を習得した者が家庭を訪問して、利用者の自立支援の観点から、生活（家事）援助のみを提供するサービス。

③訪問型サービス D (移動支援)

介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援。

2) 通所型サービスの内容

①通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)

従前の介護予防通所介護の人員基準等を緩和した職員配置の下、サービス内容においても自立した生活を目指した内容(食事、入浴、送迎などを選択)で受けることができるサービス。

②通所型サービス B (住民主体による支援)

住民主体により、ボランティア等により提供されるサービス。内容としては、体操や趣味の活動など自主的な通いの場。

③通所型サービス C (短期集中予防サービス)

ADL や IADL の改善に向けた支援が必要な方に、運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを3～6か月集中して実施するサービス。

(2) 生活支援体制整備の充実

要支援者等軽度の高齢者については、IADL の低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められる。また、今後の多様な生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスの充実を目指します。

○第1層協議体(市全域)

平成29年1月に設立。14名の委員、1名の生活支援コーディネーターで構成。月1回会議を開催し、市の課題の発掘、サービスの創設について検討をしている。

○第2層協議体(日常生活圏域ごと)

2地区(都路、常葉)での協議体が発足。地域の課題、住民の声を把握し地域の取り組みについて検討している。

協議体とは

生活支援等サービスの提供主体が参画し、定期的な情報共有および連携強化の場として、中核となるネットワーク

生活支援コーディネーターとは

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくために、サービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

1) 生活支援体制整備事業の資源の開発

①居場所（住民主体の通いの場：運動サロン、交流サロン）を増やす取り組み
講演会の開催、交流サロン立ち上げ講座の開催

②専門性を問わない家事援助や居場所等への移動支援を住民の担い手で行うサービスの
創設。

養成講座の開催

2) 地域の現状把握

地域での課題を把握し、今後のサービス創設を検討する。

3) 地域を支え合う勉強会の開催

住民主体の活動及び協働の地域づくりの考え方の普及啓発のための勉強会の開催。

3. 自立支援型地域ケア会議の開催

高齢者の自立支援及び生活の質（QOL）の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護の提供をするため、個別事例の課題検討を目的とした多職種協働による地域ケア個別会議を開催します。

(1) 対象となるケース

①サービス事業対象者および要支援者

②生活行為に課題が生じる大腿骨頸部骨折等の筋骨格系疾病により要介護認定に至った者
等

③通所型・訪問型介護事業所による機能訓練（集団体操等も含む）、またはインフォーマルサービスによる運動の機械のない者のケアプランを優先する。

(2) 今年度の予定

	田村市	福島県	国
5月		介護予防ケアマネジメント 実務者研修	
6月	6/21 模擬ケア会議①	トップセミナー	基礎研修会司会者養成研修
7月		基礎研修会司会者養成研修	
8月	8/16 模擬ケア会議②		アドバイザー養成研修会
9月	月3回の定期開催	アドバイザー養成研修会	
10月		<u>事業所向け研修</u> 司会者養成研修会	フォローアップ研修会
2～ 3月	<u>自立支援に係る普及展開研修</u> (アセスメント研修)		

4. 認知症総合支援事業

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進

1) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症についての正しい知識と対応について広く知っていただくための出前講座です。1人でも多くの方が応援者となり、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。

2) 認知症セミナーの実施

認知症への理解の促進と地域での支え合いを構築していくことにより、住み慣れた地域で最後まで暮らせる地域包括ケアシステムの構築を目指し開催します。

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

1) 運動サロンの実施

運動、口腔機能の向上、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営による運動サロンの立ち上げ、継続の支援を行います。

2) 認知症初期集中支援チームの活動推進

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行います。

3) 認知症安心ガイドの作成

認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように活用の推進を図ります。

4) 認知症地域推進員の配置

地域包括支援センターに認知症地域推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援や、認知症の人やその家族等への相談支援の充実を図ります。

(3) 認知症の人の介護者への支援

1) 認知症介護者ほっとサロンの開催

介護者の精神的身体的な負担の軽減と、生活や介護の両立を支援する取り組みとして、認知症介護者ほっとサロンを月1回開催します。

2) 認知症カフェの開催

認知症の方、その家族が、地域の方々や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう認知症カフェの設置を推進します。

(4) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

1) 高齢者おかえり支援事業の実施

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるよう高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図ります。また、地域の方々へ田村市情報メール配信サービスに登録していただき、多くの方々のご協力により早期発見、安全確保につながるよう事業周知をします。

2) おかえりネット模擬訓練

「高齢者おかえり支援事業」が適切に運用でき、認知症の方と家族を支え見守る地域の意識が高まり認知症の理解を促進していくことを目的に、おかえりネット模擬訓練を実施します。

3) 緊急情報カードの推奨

高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を事前にカードに記載し、冷蔵庫に貼って保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。「もしも・・・」のときに、かけつけた救急隊員などがカードの情報を確認することで、迅速な処置や救急搬送が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行うことができます。

5. 在宅医療・介護連携事業

介護を必要とする方が、疾患を問わずどの病院から退院しても必要な介護サービスが途切れなく提供され、安心して自宅に戻ることができるよう、「退院調整ルール」がスムーズに運用できるよう、住民への周知、及び医療・介護の関係者の連携を図れるよう努めます。

また、医療・介護の関係者で研修を通し、顔の見える関係づくりを行い、スムーズな連携を図れるように努めます。

【身近な場所で運動を継続するための取り組み（一般介護予防事業）】 田村市いきいき元気塾『運動サロン』

運動サロンとは・・・

誰もが気軽に自由に集い、元気づくりのために運動や脳の活性化のためのレクリエーション等を行う、楽しい交流の場です。
住民みなさんの自主運営です。みなさんが主役です。

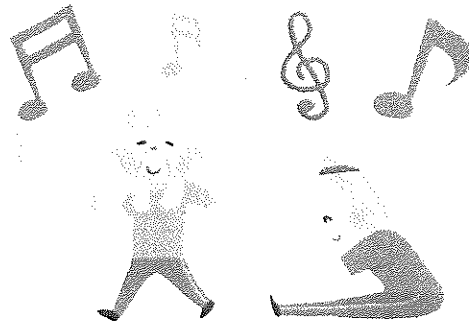
- ・『元気筋力もりもり体操』、レクリエーションを主な活動としていますが、活動内容は自由です。
- ・体操を行うグループには『元気筋力もりもり体操』のDVDを無料で進呈！（体調管理のため体操前の血圧測定、十分な水分補給をお願いします）
- ・希望のグループには専門職や『いきいき健康サポーター』を一定回数派遣しています。また年に1回の交流会もあります。
- ・会場は地区公民館等がほとんどです。
- ・会費制を取っているグループもあります。
- ・開催日時はグループによって異なります。

運動サロン参加者の声

今までやっとのぼっていた
木戸前が楽に上がれるよう
になりました。

家では一人なので笑わないが、
サロンに来ると笑顔が絶えません。
仲間とお喋りが楽しいです。

今迄知らなかった方ともお友達
になり、地区行事にも参加する
ようになりました。



運動サロンの日は体が
すっきりしてリラックス。
よく眠れます。

注目!

『運動サロン体験教室』を開催できます！

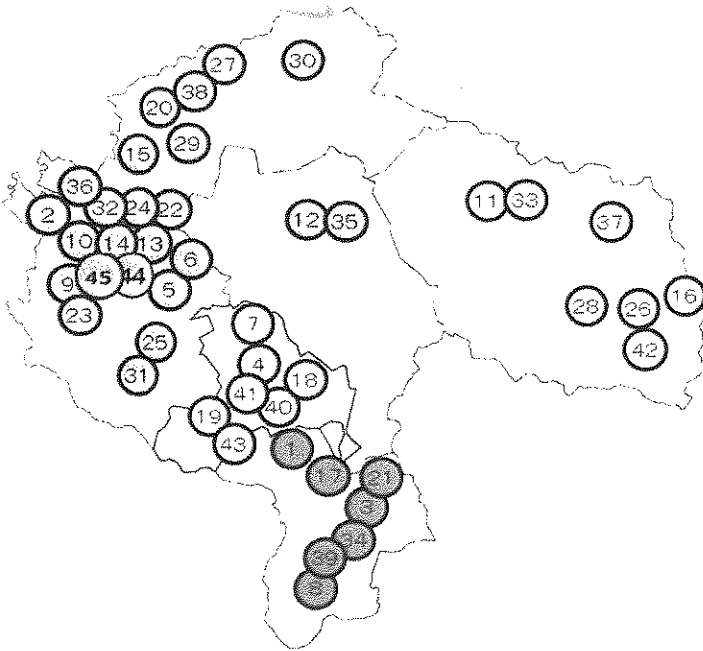
気の合う仲間（5名程度）と会場（ご自宅でもOK!）が見つかったら、田村市高齢福祉課までお申し込みください。ご希望に合わせて、2回程度の体験教室を無料で開催できます。教室に必要な物品はスタッフが準備します。当日は動きやすい服装で水分をお持ちください。

問 田村市高齢福祉課 ☎ 82-1115

【参考】『運動サロン』の状況

平成 30 年 5 月 18 日現在

介護予防の『輪』が
広がっています。



運動サロンの役割

○交流の場
(居場所づくり)

○意欲や能力を
発揮できる場づくり
(出番づくり)

仲間同士の見守り
生きがいや社会参加

no.	地区	会の名称
1	滝根 (入水)	らくらく会
2	船引 (要田)	要田元気塾
3	滝根 (中広土)	いきいき中広土
4	大越 (上北部)	いきいきサロン
5	船引 (小沢)	さくら会
6	船引 (今泉)	いずみ会
7	大越 (東部区)	東部区老人会すてっく健康教室
8	滝根 (広瀬町)	いきいき町下クラブ ※
9	船引 (芦沢西区)	芦沢西区いきいき元気塾
10	船引 (下里)	花の里 ※
11	都路 (第1区)	さくら会運動サロン
12	常葉 (久保)	久保元気会
13	船引 (中町)	たてした元気塾
14	船引 (栄町)	さかえる会
15	船引 (門鹿)	寿き会
16	都路 (第9区)	クローバーの会
17	滝根 (関場)	むすび星の会
18	大越 (白山)	ひまわり元気塾
19	大越 (牧野)	高柴花の会
20	船引 (新館)	新館にこにこ会
21	滝根 (大平)	川向ひだまりサロン
22	船引 (上町)	ニコニコ上町元気サロン
23	船引 (芦沢中区)	健康中洞クラブ
24	船引 (北区)	ハッスルス
25	船引 (門沢)	門沢健康サロン
26	都路 (第10区)	大久保サロン ※
27	船引 (石沢)	石沢なかよし会
28	都路 (第10区)	頭ノ巣サロン
29	船引 (美山)	スマイル美山
30	船引 (南移)	南移さくら会
31	船引 (遠山沢)	さんぼサロン
32	船引 (北区)	北斗会
33	都路 (第5区)	都路ふれあいサロン
34	滝根 (入新田)	うぐいす運動サロン
35	常葉 (新田作)	健康絆サロン
36	船引 (文珠)	文珠健康サロン ※
37	都路 (第6区)	フラワーサロン
38	船引 (大倉)	健康サロンゆめ大倉
39	滝根 (上郷)	のびのびサロン
40	大越 (白山)	お茶飲み健康サロン
41	大越 (元池)	元池健康サロン
42	都路 (第11区)	南健康サロン
43	大越 (三洞)	みどりいきいきサロン
44	船引 (上町)	は～とらいふ船引
45	船引 (大町)	福寿草

※がついているサロンは休会中です。

お問い合わせ : 田村市高齢福祉課 ☎ 82-1115

【身近な場所で運動を継続するための取り組み（一般介護予防事業）】 田村市『いきいき健康サポーター』

いきいき健康サポーターとは…

普段から自分自身の健康づくりに取り組みながら、市内の運動サロンや地域の仲間に、自分の元気を『おすそわけ』する方のことです。

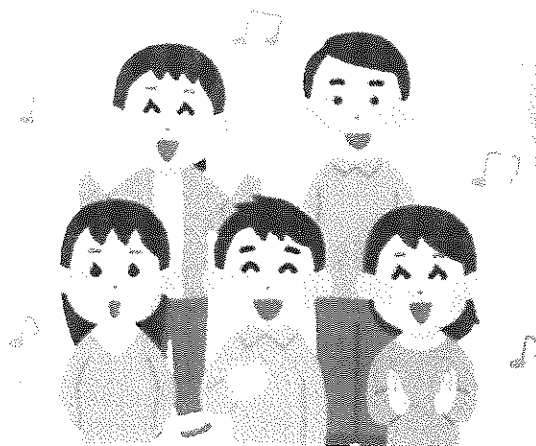
- ・いきいき健康サポーター養成講座を毎年開催しています。
自分自身の健康づくりや興味のある方なら、どなたでも受講できます。
- ・運動サロンでは参加者と楽しみながら運動やレクリエーションをすることで、自分自身の健康づくりにもなっています。
- ・サポーター交流会を定期的で開催し、体操やレクリエーションについて、仲間と一緒に学んでいます。

いきいき健康サポーターの声

運動サロンに出かけて、体操をすることが、自分の健康づくりになっています。

サポーターとしての役割を果たそうとする気持ちが、心の張り合いになっています。

色々な研修に参加できて、勉強になるし、仲間ができました。



年を重ねても元気な参加者の姿は人生の目標！自分も負けられないと励まされます。

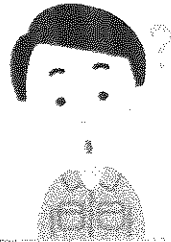
チェック

介護予防の『カギ』は『社会参加』です。

気心のしれた仲間との交流…楽しい趣味や地域のボランティア…やりがいのある仕事…社会とのつながりを持ち続け、自分らしく生きることが、一番の介護予防です。

お問い合わせ：田村市高齢福祉課 ☎ 82-1115

『介護予防』は、誰のため？

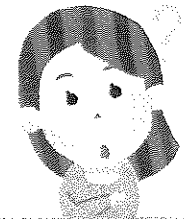


まだ若いし、
『介護予防』なんて関係ないよ。

ポイント

元気な方がもっと元気になる取り組み(健康増進)、生活習慣病を予防するための健康づくり(一次予防)も、大切な『介護予防』です。生活習慣病(脳血管疾患)が原因で、介護が必要になってしまう若い世代の方も少なくありません。

家のおじいちゃんはまだ年だし、
『介護予防』なんて関係ないわねえ。



ポイント

『筋肉は年をとっても成長し続けることができる』ことが科学的に証明されています。しかし、残念ながら運動しなければ筋力は衰えていきます。適切な運動を行い、足腰を弱らせないようにすることで、住み慣れた地域で、その方が望む生活を続けることができます。



私は足腰が弱くて、デイサービスに通っているし、『介護予防』なんて無理だわ。

ポイント

要支援・要介護状態になったとしても、リハビリなど必要な保健・医療・福祉サービスを利用することで、悪化を防ぎ、要介護状態を軽減することは、とても大切な『介護予防』です。『国民は、その有する能力を維持向上できるように努めること』と『介護保険法』の中に定められています。

年寄りに『運動！運動！』って…！
それが本当に年寄りのためなのかね？



ポイント

リハビリや運動はあくまでも『手段』です。『やってみたいことを達成したり、望む生活を住み慣れた地域で続けること』が目的です。あなたのやってみたいことはどんなことですか？望む生活はどんな生活ですか？そのためにはどんな『介護予防』が必要でしょうか？

介護をしてもらうより 自分でできる喜び いつまでも！

認知症高齢者の方を介護している方へ

高齢者おかえり支援事業のお知らせ

認知症の高齢者の方が外出した際に自分がどこにいるのかわからなくなったり、自宅に戻れなくなった時に、早期に発見できるように高齢者の方の情報を事前に登録し、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図るための事業です。

●利用について ～勇気をだして事前登録を～

対象者 市内在住で認知症などにより行方がわからなくなる恐れのある方

利用の流れ

①登録申請

利用を希望する方は、「登録申請書」を高齢福祉課又は行政局市民課に提出して下さい。

②田村市地域包括支援センター職員の訪問

田村市地域包括支援センター職員が訪問し、登録情報についての聞き取りと写真撮影を行います。また、見守りグッズをお配りし、常日頃の見守り方、介護サービスの利用等についてアドバイスします。

●ネームプレート



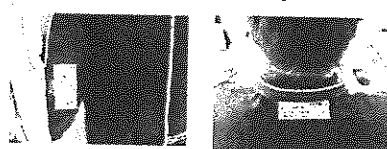
●名刺



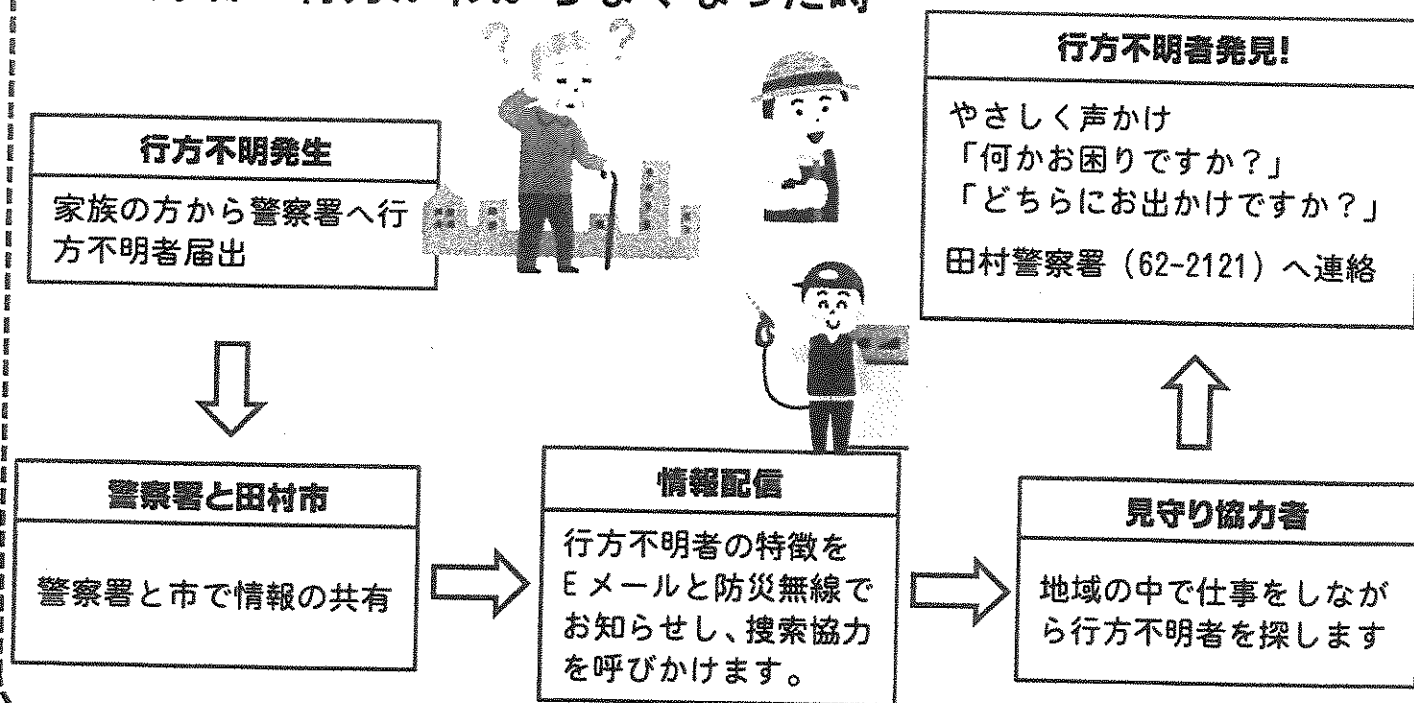
●靴用ネームシール



●アイロンプリントネーム



●登録者の行方がわからなくなった時



問い合わせ先

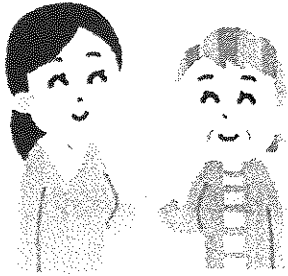
田村市地域包括支援センター

68-3737

田村市役所高齢福祉課

82-1115

認知症などにより自宅に戻れなかったり、行方不明になる方が増えています。
多くの方々のご協力が早期発見・安全確保につながります。



●どんな協力をするの？

田村市情報メール配信サービスにより、メールで行方不明者の名前と特徴をお知らせしますので、情報に該当しそうな方を見つけたら、田村警察署（62-2121）へ連絡をお願いします。

田村市情報メール配信サービスの登録方法

- ① 下記 QR コードを読み取るか、下記メールアドレスを直接入力し、空メールを送信してください。
- ② 登録案内メールが届きますので、メール内の URL にアクセスしてください。
- ③ URL にアクセスすると、「配信登録手続き」の画面が表示されますのでお住いの地域と、配信を希望する項目を選択し、「登録する」のボタンを押してください。
*登録される前に「利用規約」を熟読のうえ、内容に同意して登録してください。
- ④ 登録手続き完了メールが届けば、登録完了となります。

【メールアドレス】

entry@mail.bousai-tamura.jp

【田村市民向け登録 QR コード】



<利用上の注意>

- 携帯電話各社は、迷惑メール対策として、受信メールを制限できる機能を提供しています。パソコンから送られたメールの受信を拒否する設定や、特定のアドレスからのメールのみ受信する設定をしていますと、災害情報メールの受信ができません。災害情報メールを確実に受信するために「@mail.bousai-tamura.jp」からのメールが受信できるようメイン指定受信の設定をして下さい。
- 災害情報メールの配信の登録、配信料は無料ですが、受信に関する通信費については、登録された方のご負担になります。



声をかけるときは

認知症の方への
対応の心得

3つの「ない」

- ①驚かせない
- ②急がせない
- ③自尊心を傷つけない

認知症サポーター養成講座を受けてみませんか

認知症サポーター養成講座は、認知症について理解を深める講座です。
地域のグループや企業等に出前講座を開催しています。
講座についてのお問い合わせは、田村市役所介護福祉課まで。

認知症になっても、安心して生活できるよう

認知症初期集中支援チーム

がお手伝いします。



●認知症初期集中支援チーム とは？

認知症の専門医と、医療・福祉・介護の専門職で構成される、認知症の支援チームです。

●どんなことをするの？

- ・チーム員がご自宅を訪問し、ご本人やご家族の生活の様子や、認知症についての困りごとや心配なことを詳しくお伺いします。
- ・そのうえで、病院受診や、介護サービス利用、ご家族の介護負担軽減など、必要な支援につなげていきます。
- ・支援期間は、安定的な支援に移行できるまでの最大約6か月です。

●対象となる方は？

- ・40歳以上の方で自宅で生活しており、認知症の症状などでお困りの方で、医療や介護サービスを受けていない(または中断している)方が対象となります。

認知症の診断を受けたいけど、本人が拒否している

病院受診を中断してしまっている



介護サービスを利用したいけど、できない

認知症の症状が強く、対応に困っている

認知症は、早期診断・早期対応が大切です。早く気付いて対応することで、その後の病気の経過を遅らせることができたり、介護の負担軽減につなげることができます。ひどい物忘れや、以前と違う気掛かりな様子が見られたら、まずは、「田村市地域包括支援センター」にご相談ください。

問い合わせ先 田村市地域包括支援センター
田村市役所高齢福祉課

68-3737
82-1115

緊急情報カード

《緊急情報カード》とは・・・

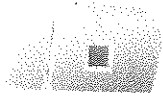
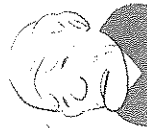
高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を事前にカードに記載し、冷蔵庫につるして保管しておくことで、万が一の緊急時に備えるものです。

「もしも・・・」のときに、かけた救急隊員などがカードの情報を確認することで、迅速な処置や救急搬送が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行うことができます。

① 救急通報

冷蔵庫につるして保管しておきます！！

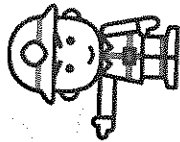
救急車をお願いします



緊急情報カード

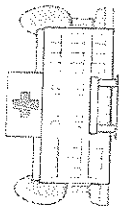
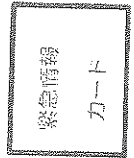
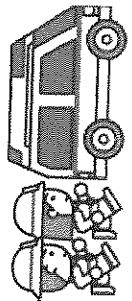
② 発見・確認

緊急情報カードを確認



③ 搬送

※速やかに情報提供ができる！！



配布対象者 (以下の方々以外にも希望者に配布します。)

- ④ おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢
- ⑤ おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方 (一人につき一枚)
- ⑥ 一人になることが多い、おおむね 65 歳以上の高齢者
- ☆ 介護認定を受けている場合は、地域包括支援センターとケアマネジャーが設置を推奨します。④・⑤で介護認定を受けていない方は、民生児童委員が設置を推奨します。

配布場所

田村市役所社会福祉課・介護福祉課
田村市地域包括支援センター

保管場所

冷蔵庫

☆ かけた救急隊員などが、緊急情報カードを確認しやすくなるため、統一します。

ご利用にあたって・・・

- ☆ 利用にあたり、自宅にカードを保管することで、必要時に「緊急情報カード」を確認してもらうことができます。
- ☆ 「緊急情報カード」の内容に変更があったときには、随時内容を更新してください。年に1回は見直しましょう。古い情報のままだと、適切な対応ができなくなります。

消防署からのお知らせ

☆ かかりつけ医ではなく、専門的治療が可能な医療機関に搬送される場合があります。

田村市

緊急情報カード



TAMURA-CITY

この面を表にして冷蔵庫に貼いましょう

緊急情報カード

◎消防（救急・火事）＝119

～緊急時における救急隊員などへの情報提供カードです～

記入日（確認日） 年 月 日

氏名	ふりがな	性別	男・女	生年月日	明大昭	年 月 日
住所	田村市 町			電話番号		
				血液型		A・B・O・AB Rh (+・-)

現在治療中の病気	①	②	③
かかりつけの病院	①	②	③
		科	科
服用している薬	(お薬の説明書を一緒にケースに入れておきましょう。)		
アレルギーの有無	無・有 (その内容)		
その他 (救急隊・医師に伝えたいこと等)			
民生児童委員	氏 名 :	電話番号 :	
ケアマネジャー(介護認定を受けている場合)	担当者名 :	電話番号 :	
	事業所名 :	電話番号 :	

緊急連絡先

①	氏名	ふりがな	続柄	電話	
②	氏名	ふりがな	続柄	電話	

※上記の記載内容は、その目的の範囲内で、救急隊、医療機関、関係機関が使用します。
記載内容は、年に1回は見直し、変更があった場合は、赤ペンなどで修正しましょう。